

給料表の改定の流れ（一般的なイメージ）

以下、前年とは給料表の構造を変えない場合の較差解消のための改定の流れを示すものである。

1 公民較差の算出

○ ラスパイレス比較により公民較差を算出

民間給与〔A円〕－職員給与〔B円〕＝較差〔 \mathcal{X} 円（ \mathcal{X}' %）〕

※ 公民較差を算出するのは、人事委員会を置いている都道府県・指定都市・和歌山市・熊本市・特別区のみ。

2 較差を原資とした給与配分

○ 給与配分の決定

- 全体の公民較差を踏まえつつ、民間の給与制度の動向、国家公務員や他の地方公共団体の給与の状況を考慮するとともに、職種・職務間、世代間、地域間などの給与配分を検証しつつ、任命権者や職員団体をはじめとする各方面からの意見聴取も重ねながら、給与配分を検討。

【配分例（1人当たり）】

給料月額（本給） C円（ c' %）

諸手当（〇〇手当） D円（ d' %）

はね返り分

・管理職手当

・地域手当

計 \mathcal{X} 円（ \mathcal{X}' %）

※1 「はね返り分」とは、地域手当のように給料月額の一定割合で手当額が定められているため、給料月額の変更に伴い手当額が増減する分をいう。

※2 管理職手当は、定額化に伴う経過措置対象者についてのもの。

※3 地域手当＝（給料月額＋管理職手当＋扶養手当）×支給割合

3 諸手当の改定

○ 手当額の改定

- ・ 配分原資や国家公務員、他の地方公共団体、民間の諸手当の支給状況を踏まえ、改定内容を検討。

4 給料表の改定

○ 行政職給料表（一）の改定

- ・ 配分原資も踏まえつつ、国家公務員や他の地方公共団体の状況も考慮し、改定内容を検討。
- ・ 改定によるラスパイレス指数（国の行政職俸給表（一）との水準比較）への影響も考慮。
- ・ 必要に応じ、民間の給与構造も参照。
- ・ マイナス改定の場合は、給与構造改革による給料水準の引下げに伴う経過措置期間中の給料月額（以下、「経過措置額」という。）を改定。

【改定例1】（プラス較差の場合）

改定方針：給料表を初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引上げ（中高齢層は据置き、経過措置額は改定なし。）
[平均 c' %の改定]

- (1) 給料表の各号俸の各金額に、該当人員を入力する。
- (2) 大卒初任の級・号給付近を $(c' + \alpha)$ % 引上げ、その後は基幹号給ごとに 0.1 % ずつ逡減（ $(c' - \beta)$ % まで）させていく（百円単位を基本）。
- (3) 下位級と上位級で対応する基幹号給（一定の昇格加算額を加算した直近上位の基幹号給対応が基本）の改定率は、同率で設定する。
- (4) 現行の昇格時号給対応を崩さないよう必要な調整を行う。
- (5) 引上げ額及び引上げ率が逡減していくように、号給ごとの間差額を調整する。
- (6) 引上げ対象となる級・号給について、(3)～(5)の作業を繰り返し、公民較差と改定額の総計が等しくなるようにする。

4 給料表の改定（つづき）

○ 行政職給料表（一）の改定（つづき）

【改定例 2】（マイナス較差の場合）

改定方針：同率引下げ（平均 $\Delta c'$ %）を基本とするが、初任給を中心に若年層は引下げを行わない。一方、管理職層については平均を上回る引下げ（ $\Delta (c' + y)$ %）。経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる職員を対象に較差全体を引下げ改定が行われる職員で解消することを踏まえた率（ $\Delta (c' + \delta)$ %）を乗じて得た額に引下げ。

- (1) 給料表の各号俸、経過措置額の各金額に、該当人員を入力する。
- (2) 引下げ改定が行われる職員の級・号給について $\Delta c'$ % の引下げ。ただし、管理職層の職員の級・号給については $\Delta (c' + y)$ % の引下げ。
- (3) 経過措置額を受けている職員について、経過措置額の算定基礎となる額に $\Delta (c' + \delta)$ % を乗じ（1円未満の端数切り捨て）、経過措置額を算出。
- (4) 公民較差と改定額の総計が等しくなるように、改定額について、必要な調整を行う。

○ 昇格（降格）時号給対応の改定

- ・ 昇格時号給対応表は、基幹号給の給料月額に一定の昇格加算額を加算した額の直近上位の基幹号給に対応することを基本として設定。
- ・ 昇格加算額は、昇格後の職務の級の最大間差額を基礎とし、前後の級とのバランス等を考慮しつつ設定。
- ・ 降格時号給対応表は、昇格時号給対応表を逆にたどった場合の対応関係。

【改定例 1 の場合の例】

- ・ 各級について、一定の昇格加算額を改定額に加算した直近上位の基幹号給対応となる表を作成し、改定額に応じて昇格時号給対応の基本が維持されているか確認しつつ、給料表の改定額を調整する。
- ・ 上記作業をした結果、昇格時号給対応を変えなければならない場合には、昇格時号給対応の基本となる考え方に基づき、昇格時号給対応表を改定する。

4 給料表の改定（つづき）

○ 昇格（降格）時号給対応の改定（つづき）

【改定例 2 の場合の例】

- ・ 改定例 2 のように、昇格時号給対応の基本となる考え方を維持しつつ、昇格時号給対応表を改定しない場合もある。

○ 行政職給料表（一）以外の給料表の改定

- ・ 行政職給料表（一）との職務の違いに基づいて、行政職給料表（一）との均衡を基本。
- ・ 民間給与実態調査で調査した相当職種の給与も参照。

【改定例 1 の場合の例】

改定方針：行政職給料表（一）以外の給料表について、行政職給料表（一）との対応関係を踏まえ、対応する級・号給について、同様の改定率（ $(c' + \alpha)\% \sim (c' - \beta)\%$ ）で改定

※ 給料表の改定作業、昇格時号給対応の改定作業は、行政職給料表（一）と同様。

【改定例 2 の場合】

改定方針：行政職給料表（一）以外の給料表・経過措置額の算定基礎となる額について、

- 給料表については、行政職給料表（一）との対応関係を踏まえ、対応する級・号給について、同様の改定率（ $\Delta c' \sim \Delta (c' + \gamma)\%$ ）で改定
- 経過措置額の算定基礎となる額についても、行政職給料表（一）との均衡を考慮し、当該額に同様の改定率（ $\Delta (c' + \delta)\%$ ）を乗じ（1円未満の端数切り捨て）、経過措置額を算出。

※ 給料表の改定作業、昇格時号給対応の改定作業は、行政職給料表（一）と同様。